

★ 広島県宿泊税条例の施行期日を定める規則（規則第三十九号）（税務課）

広島県宿泊税条例（令和六年広島県条例第三十二号）の施行期日は、令和八年四月一日とすることとした。

★ 広島県縮景園管理規則の一部を改正する規則（規則第四十号）（文化芸術課）

一 改正の要旨

- 1 広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正に伴い、必要な改正を行った。
- 2 名勝庭園において電子チケットを導入するため、必要な改正を行った。
- 3 その他所要の整理を行った。

二 施行期日

令和七年四月十四日